

法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者 処遇関係）部会第1分科会第1回会議配布資料
------------------------------------------------

2
---

# 統計資料 1

## 統計資料1 目次

資料番号	資 料 名
1 - 1	通常第一審事件における終局人員 －有期懲役・有期禁錮（平成19年～平成28年）
1 - 2	執行猶予者の保護観察率の推移（昭和32年～平成27年）
1 - 3	刑事処分に基づく保護観察の終了事由別終了人員 －4号観察・全部猶予（平成19年～平成28年）

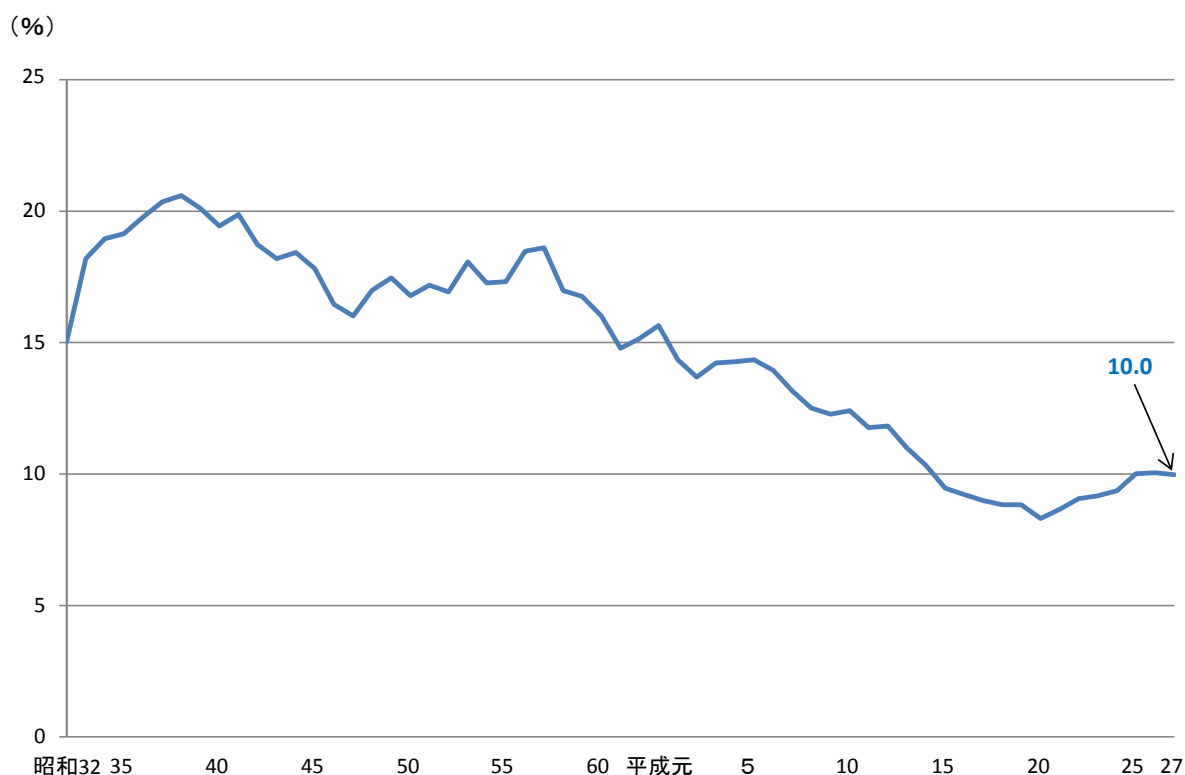
## 1-1 通常第一審事件における終局人員 —有期懲役・有期禁錮(平成19年～平成28年)

年次	有 期 懲 役 ・ 有 期 禁 錮							
		うち全部執行猶予				うち一部執行猶予		
		うち保護観察				うち保護観察		
		裁量	必要	裁量	必要	裁量	必要	
H19	77,076	45,986	3,673	308	\			
H20	73,749	44,101	3,350	256				
H21	71,802	42,569	3,436	186				
H22	68,241	40,255	3,437	194				
H23	62,739	36,511	3,174	199				
H24	60,808	35,514	3,108	174				
H25	55,862	32,425	3,034	185				
H26	55,721	33,137	3,100	227				
H27	56,696	34,499	3,179	204				
H28	55,125	33,740	2,810	161				1,007

※1 司法統計年報による。

※2 「一部執行猶予」は、平成28年6月から12月までに一部執行猶予を付された人員である。

## 1-2 執行猶予者の保護観察率の推移(昭和32年～平成27年)



※1 平成28年版犯罪白書による。

※2 「執行猶予者の保護観察率」を算出するために用いた保護観察付執行猶予言渡人員には、売春防止法17条1項の規定による補導処分に付された者を含む。

1-3 刑事処分に基づく保護観察の終了事由別終了人員  
 -4号観察・全部猶予(平成19年~平成28年)

年次	合計	期間満了	刑の執行猶予取消し			その他
			犯罪	余罪	遵守事項違反	
H19	4,816	3,275	1,222	19	145	155
H20	4,711	3,317	1,133	16	95	150
H21	4,576	3,220	1,069	11	137	139
H22	4,124	2,931	934	11	95	153
H23	3,843	2,717	908	8	96	114
H24	3,703	2,526	955	6	88	128
H25	3,521	2,577	742	8	79	115
H26	3,384	2,403	760	12	74	135
H27	3,422	2,442	797	15	57	111
H28	3,423	2,454	761	9	78	121

※1 保護統計年報による。

※2 刑の執行猶予取消しのうち、「犯罪」は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるもの等、「余罪」は、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるもの等、「遵守事項違反」は、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの(保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。)である。